

解放直後北朝鮮地域社会の〈罪と罰〉

—黄海道平山郡の刑事訴訟記録（1946～47年）の基礎研究—

板垣竜太

本論文は、黄海道平山郡の刑事訴訟記録（1946～47年の94件）の分析を通じて、日本の植民地支配から解放されて間もない時期の北朝鮮社会における社会規範の急速な変化の様態を明らかにすることを目的としている。この時期、裁かれる側だけでなく、罪を認め、裁き、罰を与える側も、その根拠となる法令も、ともに流動的な状況にあった。新たな予審制度の導入や、公判への参審員の参加、公判の即日宣告制など、裁く方式にも大きな変化が見られた。民衆の新たな政治的要求にある程度応じながら、「人民」の名においておこなわれていった刑事司法では、ときに厳しい、ときに寛大な判断がくださった。これは〈罰〉が与えられるべき〈罪〉だ、これは〈罰〉が与えられるべきものではない、という判断が繰り返されるなかで、社会の「ノーマル」（標準、正常）が徐々に形成されていった。

はじめに

本論文は、^{ファンヘ・ピョンサン}黄海道平山郡の刑事訴訟記録（1946～47年）の分析を通じて、日本の植民地支配から解放されて間もない時期の北朝鮮社会における社会規範の急速な変化の様態を明らかにすることを目的としている。

敗戦によって大日本帝国が崩壊し、その版図から朝鮮が事実上切り離されてから、北緯38度線以北の朝鮮半島（以下「北朝鮮」と呼ぶ）では、ソ連軍司令部および北朝鮮の行政機関（1946年2月からは北朝鮮臨時人民委員会、1947年2月からは北朝鮮人民委員会）のもとで社会改革と建国が急速に進んだ。それまで朝鮮には、大日本帝国の一植民地としてもろもろの法令が「上」から導入され、アジア太平洋戦争下ではさらに戦時総動員のための数々の制度が押しつけられたが、その法的規範が解放以降大きく変貌を遂げた。そこには革命ともいえるべき秩序の転換があった。

たとえば北朝鮮の国家建設において、「日本帝国主義」と「封建勢力」は2つの「敵対勢力」としてその剔抉が進められた（^{キム・ジュエン}金在雄 2018: 66-110）。そうしたなか解放以前の国家秩序としては「正常」とされていたものが、逆に「逸脱」とされるようなことも

起きえた。もっとも、解放以前にも植民地国家の法的規範と朝鮮社会の諸規範が合致していると前提することはできず、むしろそれらのあいだの齟齬こそが常態であったと考えられる。すなわち、日本支配下で国家的には「合法」であり、推奨されるべきこととされても、それが自動的に朝鮮民衆の規範となっていたとは想定することができず、むしろ水面下での反発があって、それが解放後の「親日」に対する広範な反発として現れたとも言える（板垣 2005）。だからこそ、解放後の新たな法的秩序の構築は、ただ「上」からのプロセスだけではなく、「群衆裁判」や「報復」に代表されるように、「下」からの民衆の要求ともなっていた。といっても、解放後に国家と社会の規範のズレがすぐに合致したとも考えにくい。北朝鮮の体制形成過程では社会主義化に反発する勢力も小さくなかったし、新たな法規範体系がすぐに根付いたと見なすわけにもいかないからである。

法的規範の変容を客観的に分析するためには、まずは犯罪などの逸脱を「異常」なものとして切り捨てるのではなく、社会学者デュルケームの古典的な姿勢にならって、それ自体も「正常」な社会現象としてまずは位置づける必要がある（Durkheim 1895 = 2018: 15）。ただ、脱植民地化と建国が進められ、「正常」のあり方が大きく変動する時期を論ずるのに、この単純に構造機能主義的な枠組だけでは不足している。そこには少なくともラベリング理論により示されたような規範と逸脱の相互作用という視点が不可欠である。ベッカーが述べるように、逸脱とはその行為そのものの性質というよりは、規則に違反したとみなされた人に制裁が適用された結果である（Becker 1963 = 2011）。何がどのような罪で、それはどのような意味でどのように制裁されるべきなのか、何が赦されるべきことなのか、個々の言動はどのように法的な意味を付与されるのか、誰が誰をどのように裁くのか——流動的な状況のなかで、そうした〈罪と罰〉をめぐる日々の判断と実践が重ねられ、その過程で新たな法的規範が社会的に広がっていったと見られる。その規範と逸脱の相互作用を、結果としてだけではなく、プロセスとして分析することこそが不可欠である。

本論文が検討対象とする刑事訴訟記録は、そうしたプロセスに迫ることのできる貴重な資料群である。実は、本資料は意図せず出くわしたものである。2019年8月、私は拙著（板垣 2021）の準備のため、米国メリーランドの国立公文書館（NARA）で資料調査をおこなった。そこで北朝鮮の大学関連の文書を閲覧していたところ、その隣り合う資料ボックスに平山郡人民裁判所の刑事訴訟記録（1946～47年）が93件分混ざっていた。判決文のみならず、予審の各種調書や公判の記録などを含め、各事件の刑事訴訟

記録全体をまとめて綴った資料であった。そこには、いわゆる政治犯のものもあったが、窃盗や酒類密造などの比較的「軽微」な犯罪も数多く含まれていた。当時の様相を生々しく伝える記録に、私は思わず魅了された。

解放直後の北朝鮮の刑法および刑事司法の研究に関しては、10年ほど前までは「政府機関の主導下での司法制度中心の研究」がある程度で「初歩的な段階」にすぎなかった（延 2013: 5）。しかし北朝鮮の初期刑事司法および治安維持体制についてはじめての体系的な研究である延^{ヨン ジョヌン}定恩（2013）の博士論文によって、研究状況は飛躍的に前進した。本稿でも、背景となる事実関係については多くを同論文に依っている。これ以降の研究でいえば、海^{ヘジュ}州市人民裁判所の刑事事件の判決文を集めた資料223件分を分析したパク・ソヨン（2017）の研究が重要である。「旧体制の没落と反秩序型犯罪」および38度線の「越境罪」を中心に判決文を分析するという点でユニークであるが、その反面、観点が限られている。また、同研究は判決文しか検討していないという資料的限界があるほか、時期的にも1947年後半～1948年と、初期に比べて新たな司法制度がかなり整いつつある頃である。

本稿で扱う刑事訴訟記録については、まだ十分に活用されていない。牧師^{チョー ボンファン}の趙鳳煥の刑事裁判（1947年）についてのみ、澤正彦（1982）が先駆的に研究しており、同記録だけが資料集にも収録された（国編 1995）。しかし、それが全体としてどのような資料群なのかを紹介されておらず、その後、キリスト教史以外の領域では注目されてこなかった。

本論文は、この資料群を総体として分析する。具体的な事件こそが興味深いので、本来であればそれぞれのディテールに立ち入った記述こそが重要だが、本稿ではそれに先立つ基礎作業として全体像の提示を重視したい。以下、まず本稿に関わる範囲で解放直後の刑事司法の概要を把握しながら、本資料とその地域の背景事情について説明する。そのうえで、本資料をいくつかの観点から読み解きながら、この時期の法的規範の変化を分析する。

1 資料の概要

本研究の中心資料は、朝鮮戦争時に米軍が奪取した北朝鮮の内部資料、いわゆる「鹵獲文書」の一部である。1977年に機密解除され、現在はNARA カレッジパークに所蔵されている。鹵獲文書はRG 242というレコード・グループの一部であるが、本資料は

そのうち Entry Number でいえば NM-44 299-C の Box #152～#158 に入っている。鹵獲文書の旧分類でいえば、SA 2005 のうち 8/36～8/58 の番号が振られている。ここには 1946～47 年に平山郡でおこなわれた刑事訴訟記録が 93 冊収録されている。事件単位で文書が冊子として綴られているので、これが 93 件分の事件記録ということになる。資料が並んでいた順に 1～93 の ID を振っておく。これ以外に 1 件、全く別のボックスに紛れ込んでいた同時期の平山郡の刑事訴訟記録がある (ID 94)¹⁾。以上 94 件を本稿の検討対象とする (末尾の付表を参照)。

当時の刑事事件関連の文書取扱規定を未だ見いだせていないが、解放から間もない時期の資料であり、資料の様式や残り方からしても、まだ朝鮮総督府の規程と大きく変わりのない保管方針が採られていたと考えられる²⁾。「朝鮮総督府裁判所書記課庶務規程」によれば、これらの書類は「事件記録」と総称されるものである (第 17 条)。事件記録は、刑事事件の訴訟等の手続が完結したのちに、裁判所から第 1 審の検事局に送付され、事件ごとに別冊にして綴ることになっていた (第 20, 44 条)。本資料群の大部分は平山人民裁判所の審理で判決が確定したものであり (公訴棄却を含む)、残りのものも平山での第 1 審を経て海州の上級審 (黄海道裁判所) まで行って判決が確定したものである。事件単位で編製され、記録号が付されていることなども、この規程と合致する。したがって本資料群は、刑事裁判が完結したのちに、平山郡検察所に送られて保管していた刑事確定訴訟記録だと見てよい。

また、「朝鮮総督府裁判所及検事局書類保存規程」によれば、判決は永久保存だが、事件記録の保存期間は、「特別の事由」がない限り、死刑や無期刑の場合でも 20 年間、6 年以上の懲役・禁錮刑であれば 10 年間、6 年未満の懲役、禁錮、罰金の言渡の場合であれば 5 年間である (第 2, 3, 7 条)。本資料群の確定判決の量刑は懲役 6 年の 1 件 (ID 47) を除けば、全て 6 年未満である。最も古い完結日は 1946 年 7 月 14 日 (ID 4, 62)、最も新しいものが 1947 年 12 月 30 日 (ID 93) である。したがって、解放前の保存期間が準用されていたならば、本資料群はほぼ全て事件完結から 5 年経ったのちに速やかに廃棄されていたはずである。実に皮肉なことに、本資料群は米軍に奪われたことによって廃棄へのカウントダウンが止まり、永久保存され、公開されることになったのである。

その結果、この資料群には 1 地域で短期間に起きた実に多様な犯罪とその裁きが記録されることになった。永久保存の判決とは異なり、公訴棄却された事件や不起訴者の記録、被審者や証人の訊問記録等の各種証拠があり、規範と逸脱の相互作用の様態にも追

りうるものとなったのである。

全ての事件記録には、事件単位で記録号、事件標目、被審者³⁾などをまとめた表紙と「記録目録」(目次)が付されている。どの記録も、縦書きの用紙を袋綴じにし、全体に丁数が振られている。各文書に付された署名捺印といい、ペン字に時おり押された訂正印といい、全体の構成といい、書かれた文章が朝鮮語でなければ、解放前の刑事訴訟文書と一瞬見まがってしまうようなものである。

本研究では、1つの事件につき合計44個の入力項目を設定し、資料の欠落等がないかぎり、全ての項目を網羅的に入力した(表1)。これらの入力項目も最初から設定しえたものではなく、当時の刑事手続を理解し、個々の文書の機能を把握しながら資料を読み込んだ末に、結果的にこのようなものになったことを明記しておきたい。

表1 刑事訴訟記録の入力項目

カテゴリー	入力項目
事件 ID	ID
NARA 請求情報	Entry#, Box#, SA, No, Pt
事件概要	記録号(年, 刑, 刑公), 事件標目, 被審者名, 事件完結日
予審/捜査	主任検事名, 刑事事件提起日, 予審/捜査, 同・受理日, 同・終結日, 同・担当者(肩書, 名前)
起訴	起訴状/意見書, 同・起訴日, 同・作成担当者(肩書, 名前), 不起訴者の有無
1 審	公判期日, 判事(裁判長), 参審員1, 参審員2, 時刻(開廷, 判事一時退廷, 法廷回復, 閉廷), 判決日, 適用法, 量刑, 執行猶予の有無, 無罪等の有無
2 審	控訴の有無, 適用法, 量刑, 執行猶予の有無, 判決日
備考	備考, 所蔵

2 解放直後の刑事手続

朝鮮総督府の支配が解体し、ソ連軍司令部のもとで、北朝鮮の刑事手続のあり方は短期間に大きく変わった。それが体系的に明文化されたのは、刑法と刑事訴訟法が制定された1950年3月のことである。本稿の扱う時代(1946~47年)は、大日本帝国の制度を必要最低限度で継承しつつも、ソ連モデルの導入と北朝鮮社会の直面する現実とを摺り合わせながら、新たな法秩序を作りだしていくという、文字どおり過渡期にあたる。本節では、先行研究(延2013)も参考にしながら解放直後の刑事訴訟のあり方を概観したうえで、当時の刑事手続について述べる。いずれも単に「背景」として概観するというよりは、資料群の特徴と対照させながら分析したい。

2.1 刑事訴訟の「人民」化

1945年11月、ソ連軍司令部は北朝鮮行政局の10局の1つとして北朝鮮司法局を設置した。同局は11月中の1ヵ月足らずのあいだに一举に司法制度の整備を進めた⁴⁾。まず「朝鮮新国家建設および朝鮮固有の民精と条理に合わない法令および条項」を除いては、新法令の発布まで従前の法令の効力を有すると布告した。本資料群の判決における適用法に「刑法〇条」とあるのは、大日本帝国の刑法典の条文を根拠としたものである。さらに、人民裁判所、道裁判所、北朝鮮裁判所の3審制にするとともに、各裁判所には判事のほかに人民委員会が選任した参審員を置いた。さらに、検察所も北朝鮮検察所、道検察所、人民検察所に分けた。このうち参審員制度は、ソ連における同様の制度⁵⁾を導入したものである。人民裁判所の公判は判事1名と参審員2名の合議でおこなわれ、参審員は判事と同一の権限をもっていた。参審員制度は、陪審員とは異なり、日帝下の抑圧的な制度や資本主義国家の陪審制度とは区別される、民主主義的な人民裁判の核心として位置づけられた⁶⁾。

1946年2月、行政10局に代わって、中央政権機関として北朝鮮臨時人民委員会（臨人委）が発足した。臨人委は、3月、司法局（中央）と各道司法部の傘下に全ての裁判所および検察所を置くなど、司法機関の「構成と職務に関する基本原則」（以下「司法基本原則」と略す）を制定した。5月には公判手続などについて詳細を定める規程（以下「公判規程」と略す）を、6月には公判前の刑事手続を定める規程（以下「予審規程」と略す）を公布した。この頃までに刑事事件の新たな規程が一通り整ったと言える⁷⁾。さらに1947年1～2月には、司法機関の「人民的基礎」を確立するために、公民が各裁判所の判事と参審員を選ぶ判事選挙を実施した⁸⁾。また同じ2月には、公民による代議員選挙を経て「人民政権」の最高機関として北朝鮮人民委員会が発足した。その後、朝鮮民主主義人民共和国の創建（1948年9月）を経て、先述のとおり1950年3月に新たな刑法および刑事訴訟法が公布されるが、これは本稿の範囲を超える。

以上のプロセスを地域レベルで見よう。1945年以前の朝鮮半島北部には、地方法院および同検事局が平壤、咸興、新義州、海州、清津にしかなく、またそれらの支庁が置かれていなかった郡も多かったことからすれば⁹⁾、平山郡を含む各郡にまで全て裁判所と検察所を置くのは地域社会にとっても新たな経験であった。実際、黄海道の各郡では登記所、邑事務所、組合事務所などの建物を利用して、翌年までかけて人民裁判所を何とか開庁した。平山郡の場合、1946年4月10日頃の報告によれば、南川人民裁判所・検察所を南川邑南川里48番地に設置することは決まっていたが、まだ「庁舎お

よび法廷を修理中」であった。一般民衆は、「人民の司法機関が誕生するのだと、少なからぬ歓迎の関心」を示していたという¹⁰⁾。

適切な人材の確保も切実な問題であった。「親日分子と民族反逆者は裁判所、検察所、教化所その他司法機関の職員となりえない」と「基本原則」に定めたように、いわゆる「親日派」は排除する必要があったが、その一方で専門人力は確保しなければならなかった。両者の葛藤は、次第に優秀な階級的「成分」をもった法律家の確保へと向かっていった（金 2018: 95-110）。実際、判事選挙（1947年）以降、判事に占める労働者・農民出身者の割合は34.0%（1947年）から45.2%（1948年）、83.2%（1949年）へ、参審員は54.0%（1947年）から57.0%（1948年）、77.0%（1949年）へ増加した（延 2013: 98）。その分、短期講習所などの養成策も同時に進められた。

資料群の分析からも、以上のような変化の様態を垣間見ることができる。表2に94件のうち、起訴日（起訴状または、裁判所での審理を求める意見書の日付）と主任検事、1審判決日（棄却が決定された日を含む）とその裁判長を、年月別に整理した。1946年5月に起訴され6月に1審判決があった事件が1件だけあるが（ID 79）、本格的には7月以降に事件の審理が進んだとすることができる。すなわち本資料群は、平山

表2 検事および裁判長の変化

	起訴日	主任検事	1審判決日	1審裁判長
1946年	41		38	
5月	1	金亨道	0	-
6月	0	-	1	金元成
7月	8	金亨道	2	方徳均
8月	9	金亨道	13	方徳均
9月	3	金亨道	2	方徳均, 羅鼎淳
10月	8	金亨道	7	羅鼎淳
11月	12	金亨道	12	羅鼎淳
12月	0		1	羅鼎淳
1947年	53		54	
1月	0	-	1	羅鼎淳
2月	0	-	0	-
3月	6	申寶均	1	김희동
4月	14	申寶均	8	김희동
5月	11	申寶均, 최석빈	12	김희동
6月	7	-	8	김희동
7月	8	全寅燮	12	김희동
8月	0	-	4	김희동
9月	0	-	1	김희동
10月	2	조용직, 최석빈	2	김희동
11月	4	조용직	3	김희동
12月	1	조용직	2	김희동

(備考) 数字は当該月に起訴期日（左列）、1審判決期日（右列）があった事件数を示す。担当の主任検事（左列）、裁判長（右列）を付した。

郡に新たな裁判所と検察所ができて、判事や検事が任命され、各種の規程がおよそ整ったころからはじまっている。その意味で、ここに映し出されているのは、北朝鮮の地域社会における刑事訴訟の最初期の様相だと言うことができる。

次に注目されるのは、1946年12月から1947年2月までの期間に訴訟実務がほとんど動いていないことである。起訴日でいえば1946年11月10日（ID 57）から、1947年3月3日（ID 39）まで4ヵ月近く、1審判決日でいえば1947年1月11日（ID 58）から、3月4日（ID 86）まで、2ヵ月近く空いている。これは1947年1～2月の判事選挙に関わって、前年度の暮れから、事件の処理を先延ばしにしていたものと考えられる。

実際、判事選挙を前後して、検事、判事、参審員の顔ぶれががらっと変わった。検事でいえば、^{キム ヒョンド}金亨道が1946年中の全ての事件（41件）の主任検事を務めていたが、1947年以降は名前がなく、^{シン ボギョク}申寶均（28件）、^{チョン ソッピン}チェ・ソッピン（최석빈, 11件）、^{チョン インソプ}全寅燮（8件）、^{チョー ヨンジク}（조용직, 6件）へと代わった（表2）。第1審の裁判長は、1946年中には^{キム ウォンソン}金元成（1件）、^{バン ドッキョク}方徳均（16件）、^{ラ ジョンスン}羅鼎淳（22件）と交替していたが、やはり同じタイミングで^{キム ヒドン}（김희동, 残り53件）へと代わった。参審員も公判ごとに2名が選ばれて参加しており、少しずつ変わっているが、判事選挙前後で顔ぶれが変わった（表3）。総勢50名中、判事選挙（グレーを入れた時期）の前だけに参加し

表3 参審員の変化

年	月	1	3	5	7	9	11	13	15	17	19	21	23	25	27	29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49
		2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	42	44	46	48	50
1946	6	■	■																							
	7		■	■																						
	8			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	9				■	■					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	10											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	11					■	■								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	12															■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	1										■															
	2																									
	3																	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	4																		■	■	■	■	■	■	■	■
	5																			■	■	■	■	■	■	■
6																				■	■	■	■	■	■	
7																					■	■	■	■	■	
8																						■	■	■	■	
9																							■	■	■	
10																								■	■	
11																									■	
12																									■	

（備考）参審員に1～50の番号を振り、その参審員が当該年月の公判に参加した場合に黒く塗った。灰色網掛は判事選挙期間である。

た者は22名、判事選挙後だけに参加した者は25名、両時期にまたがって参加しているのは3名(20, 21, 23番)のみである。かれらのプロフィールなどは不明だが、おそらく他地域と同様に司法の「人民」化が進められたものと思われる。本稿で扱う時代は、以上のように裁く側も流動性をもった過渡期にあった。

2.2 刑事手続とその特徴

次に、刑事事件処理のプロセスについて、本資料群に即して論じておこう。予審規程では、公判前の手続を、保安機関による「捜査」と予審員による「予審」に分けて定めている。このうち予審を担う予審員は各検察所に置かれ、「所属検察所の検事の指示を受けて検事の職務に属する事件の予審」を担う(司法基本原則・第44条)。予審員による予審は、あらかじめ定められた11の犯罪(公務執行妨害、瀆職、賄賂、誣告、行政機関職員の怠業、殺人、重大な傷害、強姦・略取・誘拐、強盗、恐喝、毀棄・横領背任・放火など)および事件が難しいときにおこなうことになっていた(予審規程・第15条)。それ以外の犯罪は予審員による予審が不要だが、検事の監督下で保安機関が捜査をおこなうよう定められていた。予審員は、被審者訊問、保全処分、証人・鑑定人訊問、捜査・押収、検証・検診などを経て、棄却するか終結するかを決める。予審が終結したあと、予審員は起訴状を作成し、予審記録とともに検事へ送る。検事は、事件を打ち切るか棄却するか、追加予審をおこなうか、起訴状を承認して公判に付すかを決定する。保安機関が捜査としておこなうべきことやその権限は、実のところ予審員とほぼ重なっていた(同・第9条)。実際、後述のように保安機関による公判前の捜査も「予審」と称されていた。保安機関による捜査が終結したあとは、自由刑に処すべき犯罪の場合は予審員に、他の場合は裁判所に直接事件を送る(同・59条)。

起訴後、公判準備を経て、裁判所で開かれる公判は即日結審、即日判決が原則となっていた(即日宣告制)。実際、今回検討した全ての公判が、休憩時間を除いて継続して審理がおこなわれ(審理継続の原則)、その日のうちに判決の言渡まで行っている¹¹⁾。すなわち、開廷し、弁論や訊問、検事の求刑などの全ての審理を終えたところで、判事らが一時退廷して評議室で判決文を作成し、戻ってきてそれを「人民の名のもとに」朗読するところまで、1日で終わるのである。公判調書には、裁判の開廷および閉廷、判決を作成するための判事の一時退廷と法廷の回復の時刻を記載してあるものが多い。それらを集計してみると、公判の平均時間は1時間21分であり、その約半数は1時間未満で開廷から判決朗読までが終わっている(表4)。また、判決を作成するための判事

表4 公判の所要時間

公判時間		判決作成時間	
～30分	8 (11.6%)	0～5分	6 (8.6%)
30分～1時間	26 (37.7%)	5～10分	18 (25.7%)
1時間～1時間半	12 (17.4%)	10～15分	20 (28.6%)
1時間半～2時間	8 (11.6%)	15～20分	5 (7.1%)
2時間～2時間半	6 (8.7%)	20～25分	5 (7.1%)
2時間半～3時間	3 (4.3%)	25～30分	9 (12.9%)
3時間以上	6 (8.7%)	30分以上	7 (10.0%)
合計	69	合計	70

(備考) 時刻が記載された公判調書のうち、開廷から閉廷までを公判時間、判決作成のため判事が一時退廷した時刻から回復した時刻までを判決作成時間として、その事件数をカウントしたものである。

の一時退廷時間は14分であり、その半数以上が15分未満で書き上げている。判決文は当時の用紙で2枚またはそれ以上に渡るのが一般的であったことを考えれば、事実認定をはじめとした文章のほとんどは公判前に既にできあがっていて、最後に量刑を含む主文相当の文章を書き加えて、判事と参審員の署名捺印をしていたのではないかと考えられる。

なぜ、そうなるのか。^{チェ・ヨングル}崔容達司法局長によれば、審理継続の原則と即日宣告制は参審員制度と「不可分離」である。裁判は公正でなければならないが、「慎重」などと言いながら審理を引き延ばしていると時宜を逃し、かえって公正でなくなる。日帝は事件の解決を遅延させ、人民を抑圧する裁判の結果に対する人民の関心と憤激を緩和麻痺させていた。また、何週間もの中断を経て参審員が審理に参加すると、判断の正鵠も期することができない。だからこそ迅速な事件解決は、人民裁判の本質が要求するものなのだという¹²⁾。

即日宣告制をスムーズに実施するためには、公判前の手続こそが刑事訴訟のプロセスにおいて重要となる。今回検討する刑事訴訟記録のかなりの分量が予審および捜査の資料であるのは、そのためである。19世紀フランスのナポレオン治罪法典に由来する予審制度は、日本の1890年刑事訴訟法で導入され、1922年刑事訴訟法に受け継がれ、1948年刑事訴訟法で廃止された。予審は「被告事件を公判に付すへきか否を決する為必要なる事項を取調ふるを以てその目的」とした(1922年刑事訴訟法295条)。予審制度は、戦前より密室監禁や無期限収監といった点で人権保護の趣旨に反しているとの批判が法曹界からもあがっていた(小田中1976: 154-158)。そしてまさにこの予審制度の特徴こそが、朝鮮総督府の朝鮮刑事令のもとで未決勾留の長期化をもたらしていたのであり、だからこそ朝鮮半島の南では1954年に廃止された(申1986)。

一方、朝鮮半島の北では今日に至るまで予審制度が続いている。これは朝鮮総督府の制度がそのまま継承されたというよりは、ソ連の予審制度がそこに接合されて形成されたものと考えられる。ソ連の影響は、たとえば裁判所所属の「予審判事」から検察所所属の「予審員」に変更されたことから分かる。ソ連の刑事訴訟制度にも予審制度があったが、1928年の制度改革によって予審員の地位が裁判所体系から離れて検察所機構へと移っていた。これは、ソ連の予審が、「ブルジョワ刑事訴訟」のように予備的な手続としてではなく、「国家主権機関が犯罪と闘争する目的で遂行される活動」として位置づけられたからだと説明されており、この改革によって予審員が行政的には裁判所、手続上は検察所の指揮下に置かれるという二重的地位が解消されたという（Strogovich 1946 = 1949: 92-94）。

ソ連の予審制度との関係でもう一つ重要なのは、検察所だけでなく、保安機関もまた予審の担い手となっていたことである。ソ連では、検事と予審員に加えて、国家保安省機関がその管轄団体に属する政治的事件に関する予審を担っていた（Strogovich 1946 = 1949: 100-101）。解放直後の北朝鮮でも、ソ連の単なる引き写しではないが、保安機関が予審手続に関与していた。法令だけを見れば、保安機関の「捜査」と予審員の「予審」は別の手続のように書かれている。しかし、たとえば1947年の予審事業指導書では、内務機関が自ら予審に着手するケースや、検察所が内務機関に予審を委任するケースも想定されていた¹³⁾。実際、資料群を見ると、「予審終結決定書」を保安機関（1947年4月までは人民保安署、5月以降は内務署）の監察係が書いたケースが28件を占めており、検事または予審員が書いた26件よりも多かった。予審員による予審をおこなうように法令で指定された11の犯罪類型によって厳密に分担されていたようにも見えない。それだけではなく、起訴状の作成までも保安機関が担うケースが数多く見られた。94件の事件のうち、起訴状を検事が作成したケースは19件のみ、予審員が作成した24件を加えても43件と半数に満たない。残りの51件は保安機関（人民保安署25件、内務署26件）の担当者が作成している。そのうち15件は「意見書」だが、36件は題目からして「起訴状」となっている。これらの文書は、署長名義の場合もあるが、監察係の係員または審査員の方が多かった。もちろん保安機関の担当者が起訴状を作成した場合も、検事が最後に署名捺印とともに承認するようになっているが、形式的なものに過ぎないと思われる。

保安機関が検察所と同様の公判前手続をおこなうからこそ、臨人委の保安局監察部は「保安例規」のなかに、刑事事件の提起から起訴までの一連の文書作成例一式を収めた

「刑事手続に関する例型」(1946年9月)を収録したのだと思われる(国編1990:27-58)。こうした保安機関の予審への関与は、同機関が検察所が組織されるよりも前に活動をおこなっていたこと、日々さまざまな犯罪取締の現場にいたこと、容疑者の勾留を担っていたことなど、いくつもの要因が絡んでいたものと考えられる。その後の北朝鮮では、検察機関以外の安全保衛機関や保安機関などにも制度的に予審員を置くようになっていくが、その原型は、既に解放直後から保安機関が予審を事実上担当していたところにあった¹⁴⁾。

なお、裁判所に事件が移ったあと、公判までのあいだに裁判長と2名の参審員が公判準備を進め、検察機関の調査が不十分だと認められるときには追加調査のために差し戻すことができる(公判規程・第31-32条)。実際にこの差し戻しがおこなわれたケースもあるが(ID16)、それ以外は基本的に公判にそのまま回付された。表5に、予審日数(刑事事件提起から起訴まで)、公判準備日数(起訴から一審公判まで)、合計日数(事件提起から一審判決まで)を集計した。平均日数でいえば、予審は15.1日、公判準備は21.6日で、合計は36.6日である。約半数の事件が、予審12日、公判準備17日、合計31日のあいだに1審が終わる(中央値による)。公判準備の方が平均的に長くかかっているが、これは主に参審員などの公判の裁判体を構成するのに時間をかけていたためと見られる。

以上、刑事手続の概要を、資料群の全体的特徴と照らし合わせながら論じてきた。このことを前提として、当時どのような裁きがあったのか、以下その中身に立ち入ってみよう。

表5 刑事手続の所要日数

	予審日数	公判準備日数	合計日数	
平均値	15.1日	21.6日	平均値	36.6日
7日未満	28	14	14日未満	10
7-14日	25	21	14-28日	31
14-21日	15	21	28-42日	24
21-28日	11	10	42-56日	12
28-35日	9	14	56-70日	6
35-42日	1	4	70-84日	4
42日以上	3	8	84日以上	5
計	92	92	計	92

(備考) 刑事事件提起から起訴までを予審日数、起訴から1審判決までを公判準備日数、それを足し合わせたものを合計日数として、事件数をカウントしたものである。

3 政治と生活：事例研究

94 件もの個性的な刑事事件を、1 本の論文で全て検討することはできない。本格的な事例研究は今後の課題として、ここでは3つの事件に絞って、刑事訴訟記録を読み解く。これらの事件に共通するものは、解放直後の北朝鮮社会における政治的な変化、それも大文字の「政治」というよりは、民衆の生活に由来する要求に関わるようなさまざまな政治の問題を生々しく伝えている点である。3つの事件とは、その標目でいえば「業務怠慢及流職」(ID 4)、「反動」(ID 40)、「封建遺習退治に関する決定違反」(ID 92)である。順に見てみよう。

3.1 公職者に抗議する

1946年6月21日、朝鮮新民党の文武面本部委員長の許永煥^{ホ・ヨンファン}は、農民たちから驚くような話を聞いた。この日、貯水池からの水が急に止まり、農民たちは田植え作業を中断せざるをえなかった。それは、保安署員らが魚をつかまえるために水門を閉めたからだというのである [67]。解放前の朝鮮独立同盟を中核に発足した朝鮮新民党は、平山郡では4月7日に党员 50 名により発足したばかりだったが、地域で「最も進歩的な役割」を果たしてくれるだろうとの住民の期待を集めていた¹⁵⁾。そこで党としては、文武面農民委員会の要請にもとづき、翌6月22日にその被害実態を調査した [6-7]¹⁶⁾。党は文区里^{ムング}を中心とした23戸の農家のうち15戸について、いつごろに水が止まって、作業の中止などをせざるをえなかったかを記録した。具体的な損害額を申告したのは1戸(80円)だけだが、貯水池からの水が途絶えたことによって、田植えシーズンに作業を止められたことは明らかだった。

翌23日、文区里を中心とした農民18名が連名で陳情書を作成した [2-5]。印鑑のない者は拇印を押して、その意思を表明した。その内容は次のようなものだった。

6月21日に文区分駐署保安員李根永^{イ・グニョン}、呉鳳鉉^{オ・ボンヒョン}、金諸天^{キム・ジュチョン}、張貴奉^{チャン・ギボン}、金光五^{キム・グワンオ}は、このたび強盗逃走者を調査するために滅悪山に行く途中、自身の業務はおこなわず、魚を捕るために貯水池の水門をふさぎ、銃で魚を撃って捕まえ、酒を飲んだと言います。そのため水門を閉めたまま、帰ってしまったので、われわれ農家20余戸は、乾畚に田植えをしようとして半日間作業を中止しました。

強盗の容疑者を捜索するどころか、貯水池の水を止めて、銃を用いて魚を獲って酒盛りをしていた保安員たちに、農民たちは怒ったのである。

陳情書の宛先は書かれていないが、この農民たちの訴えは確かに検察所に受理された。6月25日、検事の金亨道が予審員の申寶均に、8人の被審者への捜査を命令した [1]。申寶均は早速、6月27日に書記を連れて、文区里に行った。6月28日までかけて被審者6名、証人3名の訊問と6名への事情聴取を次々におこなった [8-90]。被審者訊問は全て人民保安署の文区分駐所で、その他の訊問・聴取は同分駐所のほか、文武面人民委員会、北朝鮮共産党の文武面党支部、文武面農民委員会、女性同盟文武面委員会などに予審員が赴いて話を聴いた。保安署員による犯行だったからこそ、検察所の予審員が捜査を全て担ったということかもしれない。申寶均らは南川に戻り、今度は平山郡検察所で7月1日までのあいだに、さらに被審者2名の新規訊問と、李根永および金浩權^{キム ホクオン}の2回目の訊問をおこなった [91-111]。被審者8名のプロフィールは表6のとおりである。

これらの訊問で語られた内容には、相互に大きな齟齬はない。そこで6月21日に何が起こったのか、調書をもとにまとめてみよう。保安署員だった李根永は、脱走した強盗を捕まえるために、消防隊員4名と池塘里自衛隊員3名を連れて、大澤^{チダシ}・池塘^{デーテク}・花浪^{フナラン}の各里へと出かけた [92]。しかし脱走犯は捕まらず、帰ろうとしたところ、大澤里水利組合の貯水池で釣りをしている人を見かけ、しばらく見ていた。金光五と張貴奉は貯水池の退水口^{ムルウントンイ}には魚が多いと言い、張貴奉は「銃を一発撃てば魚がたくさん死ぬだろう」と言った [26]。ちょうどそこにナマズ^{メギ}が現れた。その前に金光五が空気銃には自信があると言っていたこともあって、李根永は金光五に銃を渡し、撃たせた。金光五は退水口で銃を撃ち、みごとナマズを仕留めた [103]。その後、池塘里の自衛隊員が水門^{ムルアガリ}の方に魚が多いと言ったのを聞いて、李根永はそちらを見に行こうと言った [94-95]。

表6 職務怠慢事件 (ID 4) の被審者一覧

名前	年齢	職業	住所	本籍	教育程度	役割	起訴
李根永	31	保安署員	文区里	平山面	小学校卒業	保安署員	起訴
金光五	29	自転車商	文区里	文区里	不就学	文区消防隊員	不起訴
呉鳳鉉	31	醸造業	文区里	文区里	開城松都中3年中退	文区消防隊員	不起訴
張貴奉	30	鉄工業	文区里	瑞興郡	不就学	文区消防隊員	不起訴
金諸天	35	農業	昌坪里	文区里	普通学校卒業	文区消防隊員	不起訴
李鐘九	33	農業	池塘里	金銀里	漢文7年間	池塘里自衛隊員	不起訴
金炯根	30	農業	池塘里	池塘里	不就学	池塘里自衛隊員	不起訴
金浩權	26	農業	池塘里	池塘里	不就学	池塘里自衛隊員	不起訴

この辺りで証言は多少の食い違いを見せる。呉鳳煥をはじめ文区里の被審者は、池塘里の自衛隊員が水門をふさげば魚がたくさん捕れると言ったと証言している [13, 92-93]。一方、池塘里の3名はこれを否認し、知らないと答えた [35, 43, 50]。責任を逃れるための口裏合わせの可能性もあるが、情報源は不明である。いずれにしても李根永が金光五に水門を閉めさせた [104]。その後、何人かで池に入って水門のあたりにいる魚を手で捕まえた [9-10]。36匹を捕まえ、5匹は池塘里の李鍾九が持ち帰り、残りは文区里の人々が呉鳳煥宅で酒のつまみとして食べた [28, 95-96]。水門を閉めていたのは30分ほどのことだった。しかし文武面水利組合で監視役を担っていた金鉉鳳^{キム ヒョンボン}によれば [55-56]、15時半ころから水が少なくなり、16時半ころには完全に止まった。池塘里の農民らが「水門を閉めて魚獲りをした」と言っているのを聞き、貯水池に行ってみると水門が適切な高さになっていなかったという。

これらの調書を受けて、金亨道検事は7月1日、「本被疑者らは故意で起こした犯行ではなく、保安署員李根永の越権的な指揮から起きた犯行だと認定」し、李根永以外の7名については不起訴処分とした [112]。そして同日、李根永1人を人民保安署の教化所に勾留したうえで [113]、人民裁判所に公判請求書を送った [114]。この資料には起訴状がないが、これが起訴だと理解することができる。

事件記録を受け取った平山郡人民裁判所の判事方徳均は、7月11日に2名の参審員を選任した [115]。公判は7月16日に南川人民裁判所の公開法廷で開かれた。出席者は判事と2名の参審員のほか、検事（金亨道）と書記1名、そして被訴者（=被告人）1名である。弁護人は、訴追者が参加するときと被訴者の意思表示が不可能な場合に裁判所が付けなければならないと定められていた（公判規程・12条）。検事は訴追者に相当すると思われるが、なぜこのケースで弁護人が付いていないのかは不明である。被訴者は事実を認めて反省し、最後に「寛大な処分を望むのみです」と述べた。検事は、「従前の刑法第25条を適用し懲役6月に処す」と求刑した [121]。刑法25条は執行猶予の条文だが、最初から執行猶予を念頭に求刑したのか、それとも第25章（公務員の職権濫用などの「汚職の罪」）と述べたのを書記が誤って記したのかは不明である。

判決書は公判と同日の日付となっている [123-124]。規程では、理由部（訴追事実、証拠説明、法令適用、被訴者姓名・年齢・階級・社会的地位等）のあとに主文部（無罪か有罪、適用する刑罰）を書くことになっているが（公判規程77-78条）、この判決書は解放前と同様に主文からはじまっている。もともと「業務怠慢」と「汚職」という2つの容疑がかかっていたため、判決主文は前者について「被訴者を懲役6月に処す。た

だし2年間、右刑の執行を猶予する」とながらも、後者の「流職」では「被訴者を無罪とする」と判断した。前者の理由は次のとおりである。

黄海道検察所黄検 323 号に依り、建国途上で特に保安員の重大使命をもっているにもかかわらず、本署の命令に捜査の所任を遂行できず、怠慢にも魚とりをした点、被訴者を人民の名義で主文第 1 項掲記の刑〔懲役 6 月〕を量刑処断するが、将来において改悛する可能性が見られ、情状刑の執行を猶予するのが適当であると認定し、従前刑法第 25 条を適用して 2 年間右刑の執行を猶予する。

処罰の根拠となっている道の文書が何なのか確認ができないが、公務員としての職務怠慢を認定したうえで、執行猶予という寛大な処断を下した。流職については公務ではあるが、犯罪の証明がないということで無罪と判断した。李根永は当日のうちに上訴権を放棄し、判決が確定した [125]。

この判決に、水を止められた農民たちが納得したかどうかは分からない。ただ、不起訴となった他の被訴者たちが文区里や池塘里などの住民であること、李根永もまた平山郡の他村出身ではあっても現住所は文区里分駐所となっており [91]、同じ地域の一人だった。被害もさほど具体的に立証されていないため、中心人物 1 人についてのみ有罪だが執行猶予付きという落としどころが、一定程度受け入れられた可能性もある。

3.2 「公民証は商売だ」事件

次は「反動」事件である (ID 40)。「反動」といえば、趙鳳煥牧師の裁判のような政治的イデオロギーにもとづく事件を思い浮かべるが、ここではそれとはまた一風異なるものを検討する。

被訴者となった閔丙衍は、^{ミンピョングン}西峰面人民学校の^{ソンボン}三山分教場の^{サムサン}教員だった [10, 15]。1922 年に西峰面の貧農の家に生まれたが、^{ケソン}開城の^{ソンド}松都中学校に進学し、1945 年に卒業した [13]。満洲の間島省で兄の経営する「プリント社」を手伝ったのち、解放後に戻ってきて人民学校の教員となった [25]。

閔丙衍が教員となってから約 1 年後、1946 年 9 月 5 日のできごとだった。彼は、南川で入った理髪館で「反動罪」の嫌疑で現行犯逮捕された [13]。人民保安所長の^{キムピョニイル}金炳一が平山郡検察所に送った「逮捕経路報告書」による事件内容の報告は次のとおりである [3]。

1946年9月5日午後3時、南川面の韓昌元^{ハン チャンウオン}理髮館において、7人の群衆の前で、公民証は国家で商売^{チャンサ}をしている、必要なものではないと宣伝した。

公民証とは、1946年8月に臨時人民委員会が出した決定書によれば、「北朝鮮内に居住する全朝鮮民族」に交付される身分証明書である（第1条）¹⁷⁾。18歳未満の者は父母または後見人の公民証に記載されることになっていた（第3条）。同年12月21日までに公民証の交付を完了することになっていた（第13条）。この制度のどこが「商売^{チャンサ}」なのか。

閔丙衍の言い分を聞こう。その日、閔丙衍は、同郷（龍頭里^{ヨンドゥ}）の児童が西峰面人民学校を卒業して南川中学校の入試を受けるといので、その子を連れて南川面に来ていた[14-15]。午後3時ころ、南川里の道で、龍頭里に住む同い年の閔丙鉉^{ミン ビョンヒョン}に韓昌元理髮館の前で呼び止められた[11]。そこで2人は同理髮館に入り、一緒に髻を剃った。そこで次のような談義があった[14]。

1946年9月5日午後3時頃、南川里韓昌元理髮館で、髻をそりながら、閔丙鉉が公民証に貼り付ける写真を撮影すると言うので、人民証があるのに、公民証をつかってどうするのか、私は金がなくて公民証をつくれぬ、写真を撮れぬと言いながら、公民証の商売をするのかと、そう言いました。

逮捕経路報告書の「7人の群衆」とは、その場にいた7名のことである。おそらく、かれらが知らぬ間に、この発言を誰かが保安署か検察所に申告したのだろう。「そして〔理髮館〕を出て駅前派出所があるところに来ると、検察所予審員と出くわし、逮捕されました。」「[11]これが事の顛末である。

確かに、臨人委の前掲決定書によれば、公民証の申請にあたっては、最近撮影した写真（2×4 cm）2枚を添付することになっていた。しかしながら、写真が添付できない場合は右手の拇指指紋の押捺に替えることができた（第10条）。また、証言中の「人民証」が何を指すのかは分からない。閔丙衍は公判でも、「人民証と公民証を混同して考え、無意識的に言ったことです」と弁明している[26]。ちょっとした勘違いと、写真も撮れぬほどの貧困とがたまたま生み出した「事件」だったわけである。

しかしながら、金炳一保安署長は「公民証に対する意識が充分である知識分子が、群衆の前で北朝鮮臨時人民委員会委員長決定書が無視する以上に、悪宣伝をしたことは、

意識的な反動から犯行した」ものとして、起訴状を作成し、金亨道検事もこれを承認した [1]。それでもさすがに何らかの情状証拠が必要だと考えたのだろうか、西峰分駐所長の「素行調書」(9月6日)が書証に加えられた [18]。そこでは、閔丙衍の「素行及本人についての世評」として、「素行は正直で、世評は良好である」とされ、「備考」として「進学熱がある人で、説諭により改悛する希望がある」とも記された。人物としては保安機関から太鼓判を押されたわけである。

公判は9月16日に開かれた。裁判長、参審員、検事、書記、被訴者の他に、理髪館で一緒に髻を剃りながら閔丙衍と話をした閔丙鉉が証人として法廷で訊問を受けた。被訴者も証人も、調書以上のことはほぼ喋らなかつた。検事は懲役1年を求刑した(適用法は公判調書に記されていない)。判決は懲役6月、執行猶予1年と、求刑よりも軽くなった。適用法として言及されているのは「民主主義原則」である。この事件以外にも2つの反動罪(ID 42, 43)でこの「原則」が根拠法となっている。まだ法が整備されていない時期に、「革命の慣習法」とでもいふべきものが適用されたとも言えるだろうか。ただ、この場合、半年の懲役か(ID 40, 43)、罰金刑(ID 42)なので、量刑は比較的軽かった。もっと重い罪の場合は、他の法令が適用された。政治的な情勢を考慮すれば制裁が必要だが、適切な適用法令がなく、比較的軽めの罪にしたいときにこれが選ばれたのかもしれない。情状については「情状」としか書かれていないが、24歳という若さに加え、貧農家庭という「成分」と、素行や世評、改悛などが考慮された結果だと言えよう。閔丙衍がこの上訴を放棄し、判決は確定した。彼がその後、教職に復帰できたかどうかは、今のところ知る術がない。

3.3 「封建遺習」を退治する

反封建を1つの重要なスローガンとしていた北朝鮮は、その事業の一環として、早い段階から男女平等に関する法制度整備に取り組んでいた。臨人委はまず1946年7月に「北朝鮮の男女平等権についての法令」を制定し、さらに1947年1月には「北朝鮮の封建遺習残滓を退治する法令」を出した¹⁸⁾。後者の法令の名称は「封建遺習」と一般的だが、これは結婚をめぐる諸問題を是正するための法律だった。その第1条は次のようなものである。

第1条 請婚した男子またはその父母および親族または関係者であつて、請婚相手者またはその父母および親族関係者に対して金銭・家畜・財物または労務を結婚

の対価として提供した者は1年以下の強制労働に処す。

前項の金銭・家畜・財物または労働を受けた者は額に相当する罰金に処す。

朝鮮には「納幣」と言って、結婚前に新郎側の家から新婦側の家に書信や品物を贈る習慣があった（日本の結納に相当する）。状況次第では、これは金品と女性とを交換する人身売買にもなってしまうわけで、この条文はそのことを封建遺習として禁止したものである。なお、強制労働は1年以上1年以下とし、刑の重さとしては自由刑（懲役）と罰金の中に位置づけられていた¹⁹⁾。他にも強制結婚や結婚詐欺の禁止（第2条）、婚姻年齢に達しない者と結婚した者への処罰（第3条）、重婚の禁止（第4条）を定めた。この法令に抵触する事件が平山で起きた（ID 92）。

被審者は3名で、いずれも結婚当事者ではない。1人目の片仁守（44歳、男性）は、^{ピョン インス}片仁守（44歳、男性）は、漢文を3年間だけ学び、^{アンソン バルチヤム}安城面撥站里で農業を営んでいた [7]。この娘である^{ピョン スッキ}片淑熙（20歳、女性）が、婚約の片方の当事者である。彼女に学歴と呼べるものはないが、朝鮮語の読み書きはでき、南川里に住んで南川製糸工場で職工として働いていた [16]。この親子はいずれも北朝鮮労働党員である。2人目の被審者である^{パク ウニョン}朴雲英（67歳、女性）は、^{ムルゲ}安城面物開里で飲食店を営んでいた [11]。朴雲英のひ孫（孫娘の息子）の^{パク ファンファン}朴興煥（23歳、男性）が、婚約のもう一方の当事者である [19]。この2人は同居して同じ飲食店で商売をしており、いずれも北朝鮮民主党員だった。そしてその両家の仲介役として動いていたのが、3人目の被審者である^{キム ジン}金津（67歳、女性）である [13]。朴雲英と同じ物開里に長男家族とともに住んでいて、無職、無所属だった。この2人の女性被審者（朴雲英と金津）はいずれも不就学で、文字の読み書きができないため、取調者が調書を朗読し署名を代筆したうえで、本人が拇印を捺していた。

さて、主要な登場人物が揃ったところで、かれらの調書にもとづき顛末を再現してみよう。金津の証言 [13-14, 37-38] によれば、1947年3月頃、彼女は^{ソファン シンマク}瑞興郡の新幕市場に行って戻ってくる途中に、片仁守の母（姓名不詳）と偶然会った。その母親は「種でもくれる人がいれば孫娘を嫁がせる」と言うので、金津は（自分も住む）物開里の朴興煥と結婚するようにと提案した。その母親は「現時代に違反しているが、生活難で種子もないので、多少金銭を要求する」と言った。

片仁守によれば [7-8, 33-34]、母親からこの縁談を聞いた彼は、早速その翌日物開里に行った。金津が留守にしていたので、その息子である^{アン ジンヌク}安晉淑に頼んで朴興煥の家まで同行してもらい、そこで片仁守は朴雲英と会った。朴雲英も金津から既に孫の縁談は聞

いており、金津に仲介を頼んでいた [11-12]。この片仁守と朴雲英の婚約交渉についての証言は一致している [8, 12]。片仁守は、生活が困難なので白米2 俵を要求した。それに対して朴雲英は「白米はないから、その代償として現金を1万5千円あげる」と述べた。全部は一挙に支払えないということで、2回に分けて払うことになり、その場で現金3千円と白米1斗、小豆半斗（いずれも小斗）を受け取った。これで婚約は成立した。結婚の当事者たちが何も知らないうちに、この取引は成立したのである。

5月11日、金津は朴雲英と会った [14]。朴雲英は、約婚費を1万5千円と決めたが、現在5千円しか現金がない、これを四柱〔生まれた年月日と時間を書いた書信で、納幣の際に持参する慣例があった〕とともに持って行ってほしい、と金津に依頼した。金津は四柱、チマチョゴリの布、そして現金を片仁守宅に持っていった [8]。

さて、面食らったのは結婚の当事者たちである。片淑熙の切実な証言に耳を傾けよう [16-18]。ある日、アボジ（片仁守）が南川製糸工場を訪ねてきた。アボジは、母親が子どもを産んで飯をつくってくれる人がいないから家に来てほしいと言った。そこで家までついていくと、アボジはそこで物開りの男性との縁談を切り出した。しかし片淑熙は「行かない」と反対した。そこにあるハルモニ（朴雲英か）と朴興煥がやってきた。アボジが、「あの人が夫になる人だ」というので、当人の党所属を聞くと「北朝鮮民主党员」と答えた。そこで、片淑熙は反対した。すると父は「労働党员だけ愛国者なのか、民主党员は反逆者なのか、建国に力を注いだのは同じだ」と反論した。朴興煥が帰ったあと、アボジは、既に米や現金をもらっている、「家庭の事情を考えろ」と言ってきた。片淑熙は「その金3千円は私が何とかしてつくる」から破談にしてほしいと言って、南川へ帰った。

その後、片淑熙は、もう一度破談にしてほしいと思って、5月11日に実家へ行った。すると、あるハルモニ（金津）が四柱や現金などを携えてやってきた。片淑熙はそれを持って帰ってほしい、私は結婚できない、その男性は党所属が違うと言った。金津は、自分の息子も労働党だ、受け取れと言うが、片淑熙は反対した。すると金津は、「その男の家の損害や、私が行ったり来たりした損害はどうするのか」と詰め寄った。片淑熙は「その損害は払う」とまで言ったが、金津は折れなかった。それ以上反対する勇気もなく、南川に帰った。「私は今でもその問題で限りなく心の苦痛を受けていて、とても悲観もしてきたところです」と彼女は訊問で語った。

なお、朴興煥の調書 [19-20] では、ここまで深刻な様子はなく、片淑熙の家まで行ったが、彼女と話すこともできなかったと語る程度だった。この件は、労働者で労働党

員の片淑熙の意思が大きく、彼女が反対したことによって事件化したように思われる。ただし、これが刑事事件となった経緯は定かでない。内務署安城面分駐所長の趙承^{チョー スンビョク}關の「犯罪事件報告書」[3-4]によれば、摘発の動機は「風説に依る」の一言しかない。片淑熙自身が刑事告発したのであればその旨が記されるだろうから、この親たちの一方的な縁談が地域の問題となっていたのを内務署がキャッチしたものと思われる。捜査は4月28日から開始したとのことで、まだ納幣(5月11日)の前のことである。おそらく納幣をきっかけに内務署の捜査が進み、5月15日にまず片淑熙や朴興煥らの証人訊問をおこない、翌16日に被疑者3名の訊問や証拠物品(四柱、布など)の押収を進めた。分駐所は被疑者3名に居住地から離れないという誓約(不離去誓約)をさせたうえで、内務署長に報告を上げた。

これを受けて平山郡の内務署長と検察所長は、5月17日、本件を刑事事件として提起し、内務署監察係の李慶^{リ キョンセ}世に予審させることに決定した[1]。あらためて3名の被害者を訊問した李慶世は、5月22日、「起訴状」をしたためた。片仁守は自分の娘を「物件化」し、「人間を作物化し、物々交換するように非人間的な行動をした」ことは、「過去の封建時期や日本帝国主義時代の姿」だと強く非難し、裁判所への起訴を提起した。なお、「起訴状」は「意見書」に、「起訴する」との表現は「起訴する意見を提出する」と訂正印とともに書き換えられ、5月30日付で検察所長の申寶均がこの意見書を承認し、人民裁判所に起訴する旨を記した別紙が付されている。これが法令どおりの形式だということであろう。

6月9日、人民裁判所で公判が開かれた。公判では3名の被訴者、裁判長、参審員、検事のほか、本件では公選の弁護士が参加した。また証人として、縁談の現場にいた安晋^{ハム グワンボム}淑と咸光範、そして被害当事者である片淑熙が出廷した。公判での発言は、事前の調書から大きくは変わらないが、裁判長と片淑熙の間答だけ紹介しておこう[65]。裁判長は、「家庭の事情を考えて、2度目に〔家に〕行ったとき、家庭生活をしようという考えがあったのか」と問うと、片淑熙は「そのような考えはありませんでした」と答えた。さらに「損害賠償をすと言ったら、父親は何と言ったのか」と聞くと、「どうやって負担するのかとおっしゃいました。そうして今やめれば立場がとても難しいではないかとおっしゃいました」と言った。女性としての自立を考える娘と、家の経済状況を優先する父親との違いがはっきり出た場面である。検事は、封建遺習退治法令の第1条後項により片仁守に対して罰金1万円、同条前項により朴雲永に強制労働6月、金津に同3月を求刑した[66]。弁護士は最後によく口を開き、被訴者に有利な弁論をし

たうえで（公判調書にはその内容が記されていない）、朴雲永は執行猶予、金津は無罪にすべきと主張した [66]。

裁判長は判決を作成するために午後2時15分に退廷し、同45分に戻ってきて、判決を朗読した。判決 [68-72] は、人を売買したことを封建遺習として非難し、「自分の子どもを畜牛や豚のように売買することは民主主義原則により厳罰に処さなければならない」と断じた。しかしながら主文部は弁護人の主張に近いものになった。新婦側の片仁守には、求刑どおり罰金1万円を言い渡した。法令どおり、現金や物品としてもらった金額に相当する罰金を払うことになったわけである。新郎側の朴雲英も、求刑どおり強制労働6月としたが、従前刑法25条により1年間の執行猶予を付した。さらに仲介した金津には無罪を宣告した。そう判断した理由については記されていない。

婚姻と職業をめぐる女性の自己決定権というジェンダー平等の問題に、支持政党の問題とも絡んだ階級の問題が重なった事件であり、この地域においては新たな時代を象徴するできごとになったと思われる。

4 情状酌量の論理

ここまでの記述でも分かるように、保安機関や検察機関が刑事事件を提起したとしても、全てが最終的に処罰されたわけではなく、途中で手続が打ち切られたり、公判で無罪となったり、刑が確定しても執行猶予が付いたりした事例が見られた。「人民裁判」といえば一方的に刑罰を科すイメージを持ちがちだが、規範の成立においては、厳しく罰するだけでなく、刑罰が軽減されたり赦されたりする事例も、それに負けず劣らず重要である。最後にその点を検討してみよう。

北朝鮮検察所が1947年に予審担当者向けに整理した資料には、「刑を軽減する条件」として次の6項目が掲げられている²⁰⁾。

1. 北朝鮮の人民主権民主主義法律秩序、または自己あるいは他人の生命身体権利に対する侵害を防衛しようという目的でおこなった行為や、その防衛の程度を超過することによって成立した罪
2. 脅威強制または職務上あるいは経済上の従属的影響により犯すことになった罪
3. 強い精神的刺激によって犯した罪
4. 餓えや貧しさのために、または一身上あるいは家庭上苦しい事情が生じたため

に犯した罪

- 5, 無智, 無思慮または偶然の事実によって犯した罪
- 6, 18歳に満たない者, 妊娠中の女性が犯した罪

このうち, 本資料群では1, 3, 5, 6は見出すことができない。一方, 減軽事由がこれだけに限定されているようにも見えない。審理途中に棄却する場合や無罪を宣告する場合には理由がはっきりつくのに対して, 執行猶予には理由が付されていないことの方が多く, 推測でしか論じられないものもあるが, 以下, 資料に即して類型化してみよう。

減軽事由が最もはっきりしているのは, 上記の4, すなわち生活困難な人がその苦しさゆえにおかした犯罪の場合である。

ID 18: 女性 (36歳, 農業) が, 精米所から小豆や白米を窃取し隠し持っていたが, 「家庭が極貧で, 夫がおらず, また改悛した態度が見られることから」, 懲役1年を宣告しつつも, 執行猶予1年をつけた。

ID 19: 姪の家で留守番をしているときに現金を盗んだ女性 (40歳) は, 一人暮らしで, 肺の病気も持っており, 生活が困難で, 親戚から薬代も貸してもらえず, 怖くて盗みをはたらいたと起訴状に記されている。そのためか懲役8月に執行猶予1年月が付いた。

ID 25: 紅参製造工場で人夫として働いていた男性 (56歳) が, 作業中に尾参を窃取した。起訴状の段階から「家庭極貧の関係で昼食も食べられず, 作業していたときに腹が減るのをおさえようと, 帰路に尾参でも食べよう」と思ったという動機を記したり, 「家屋1間もない」と, 最初から情状を求めるような記述をしている。判決には理由でないが, 懲役1年に2年の執行猶予がついた。

やはり階級格差を打破して, 平等な社会を目指す社会主義体制を構築しようとしている以上, 背景と動機に極度の貧困がある場合, そこに情状酌量の余地が生じていた。

また, 上記の2, すなわち上下関係や従属的地位にもとづく犯罪についても, 比較的是っきりしていた。公職者の職務怠慢 (ID 4) の事例 (3.1) では, 保安署員の指揮下にあった地域の消防隊員や自衛隊員は不起訴となった。密造酒のケース (ID 82) では, 家庭が貧困で, 夫も病気で収入がなく, トウモロコシから酒を造って売った女性 (41歳, 非識字) について, 裁判官は, 夫が「濁酒を製造しろ」と言ったとして, 公判に回

付すべき事件ではないと手続を打ち切った。鋳物工場の共同経営をめぐる指令違反と背任容疑の事件（ID 38）では、2名の被審者のうち、1名は指示を受けただけなので起訴されなかった。

これに関連して、公務員の職務上の問題はあっても無罪としたケースもあった。「職務怠慢」事件（ID 7）では、他郡から連行途中の容疑者が橋から落ちて死亡してしまい、これは保安署員の「職務上の不注意」ではあるが、不可抗力だったということで「無罪」とした。「怠業」（ID 8）では、面委員会書記が繁忙期に辞職願を出して無断で出勤も出張もしなかったとして、捜査・起訴されたが、実際には辞職願を出したあとにも出勤したり、病弱で出勤できなかったときは自宅で公務をおこなっていたことが判明し、「民主主義原則により […] 無罪」とした。

素行のよさや改悛などを考慮して猶予がついた事例もよく見られる。先述の水門を閉めた事例（ID 4）では、有罪となった者も改悛する可能性が考慮されて執行猶予となった（3.1）。公民証をめぐる事件（ID 40）でも、素行や世評などが考慮されて執行猶予がついた（3.2）。このほか、「窃盗」事件（ID 14）では、運搬していた現物税からこぼれ落ちた糶6斤を盗み取って自分の手ぬぐいに入れた男性（28歳、労働者）について、有罪だが「率直な陳述が認定され、数量も極めて些少である」ことから、懲役1年、執行猶予1年とした。

複数の者が関与して、共犯者に執行猶予がついたケースも多い。先述の「封建遺習」事件で、結婚の仲介をただけの人物は無罪となった（3.3）。「恐喝」（ID 49）のケースでは、元保安隊員の柳が簡とともに、保安隊の腕章を偽造して付けて、捜査と称して通行者から金品を巻き上げたが、柳は懲役3年、簡は懲役1年、執行猶予2年となった。この他、3名の共犯事件で、うち2名に執行猶予がついたケースもあった（ID 1, 10）。

もちろん、証拠不十分または犯罪構成要件を満たさず、放免となったケースもあった。「住居侵入及窃盗」事件（ID 16）では、公判準備に際して証拠が不足しているとして予審に差し戻したあと、結局、証拠不十分により不起訴となった。また「阿片取締令違反」事件（ID 58）では、阿片密売人から密売仲介をおこなったが、衛生試験で調べたところ、証拠品は偽物で、阿片ではなかったことが判明し、犯罪構成要件に該当しないので、無罪となった。

以上、法則や規範と言えるほどのはっきりしたものは見られないが、「人民」の名のもとにおこなわれる公判である以上、少なくとも司法が「人民」の敵となるような判決

は下しえない。新たな秩序を乱す者には容赦のない処罰が与えられた一方で、貧困者の犯罪をただ厳罰に処せばよいというものでもないという側面も見られた。何が赦されえず、何が情状となりうるのか、そうした判断の積み重ねのなかで、新たな規範が形成されていったのである。

お わ り に

解放直後の北朝鮮では、政治的、経済的、社会的その他さまざまな面で急速に変化する社会状況のなかで、処罰を通じた新たな社会規範の形成が次第に進んでいった。本稿の叙述を通じて、裁かれる側だけでなく、罪を発見し、裁き、罰を与える側も、その根拠となる法令も、ともに流動的な状況にあったことが分かった。新たに犯罪となった言動もあれば、解放前から犯罪であったことも、解放後に新たな意味を持つことになったものもあった。新たな予審制度の導入や、公判への参審員の参加、公判の即日宣告制など、裁く方式にも大きな変化が見られた。書類の様式だけを眺めると、植民地期の延長という印象をもってしまいが、ソ連の司法制度も取り入れながら、北朝鮮の現実と摺り合わせて、新たな法的秩序を模索していたという方が実態に近い。

本稿で具体的に取り上げた3つの刑事事件は、いずれも解放後の新たな政治とそれに対する民衆の対応のあり方を示している。保安署員らを職務怠慢で裁いた事例(3.1)では、農作業に打撃を与えた公職者の行為に対して、生産の担い手である民衆が政党を通じて告発したことが契機となって、保安機関を裁きの対象にするという、それまで経験したこともない新たな政治が作動していた。公民証を批判したことで裁かれた事件(3.2)では、新たな制度への民衆の戸惑いを垣間見ることができる。「封建遺習」をめぐる事件(3.3)では、職業および婚姻における女性の自己決定、慣習の犯罪化、結婚相手選びにおける階級および所属政党の重視といった、それこそ前代未聞の状況が地域社会に現出していた。

こうした民衆の要求にある程度応じながら、「人民」の名においておこなわれていった刑事裁判では、ときに厳しい、ときに寛大な判断がくだされた。これは〈罰〉が与えられるべき〈罪〉だ、これは〈罰〉が与えられるべきものではない、という判断が繰り返されるなかで、社会の「ノーマル」(標準、正常)が徐々に形成されていった(言うまでもなく‘norm’には「規範」「基準」という意味がある)。正当な物理的暴力行使の独占を実効的に要求する人間共同体が国家だとするならば(Weber 1919=1980: 9)、こ

れはとりもなおさず新たな国家の法規範の形成過程に他ならない。もちろんそれは司法に限ったものではないが、刑事訴訟記録はこうした新興国家形成のミクロなプロセスをうかがい知ることのできる貴重な資料群となっている。

残された課題は多い。今回は序説と言うべきものであり、さらなる事件記録の検討が必要であることは言うまでもない。また、分析を共時的および通時的に拡張していくことが必要である。共時的分析としては、平山郡や近隣地域に関わる同時代の他の史料と付き合わせていき、規範と逸脱の変容をより立体的かつダイナミックに描き出していくことが求められる。通時的分析としては、1946～47年に限定した時期の様相を、その前後の時期における刑事事件やその手続の変化、平山郡をはじめとした地域社会の変化のなかで捉えていくことが求められる。

(謝辞)

本研究は、JSPS 科研費 20H01330 および国史編纂委員会（韓国）・2022 年度韓国史研究支援の助成を受けたものです。資料収集に際し、李相祿（国史編纂委員会）、文凡綱（ジョージタウン大学）各氏の協力を得ました。感謝申し上げます。

注

- 1) 国立中央図書館サイト (<https://www.nl.go.kr/>) の海外韓国関連記録物「Item #4 형사 제 1 십소송 기록」として閲覧ができる。同じく NARA の RG 242 の Entry No.299/Box 900 に含まれる SA 2010/#4 である。
- 2) 以下の記述については鄭炳旭（2014）を参考にした。法令の原文は『朝鮮法令輯覽 上巻』（朝鮮総督府，1938 年，第 6 輯）を参照した。
- 3) 資料群では、刑事事件として提起されてから起訴されるまでは「被審者」、起訴から公判にかけては「被訴者」との語が用いられている。「被疑者」という語は、主に刑事事件の提起前に用いられるが、それ以外にも使用例が見られた。
- 4) 以下は、北司布告第 2 号（1945. 11. 16）、第 4 号（11. 23）、第 5 号（11.27）による（『一九四六年十月二十日 北司布告文』江原道保安部再録，1946, NARA/RG 242/SA 2009 #209）。
- 5) 法務大臣官房司法法制調査部『ソ連の司法制度』法務資料第 362 号，1959 年，pp.5-6。
- 6) 崔容達『參審員에 關하여』北朝鮮人民委員會司法局，1947。
- 7) ここで言及した 3 つの法令，すなわち北臨人委決定第 3 号의 2「北朝鮮臨時人民委員會司法局 裁判所 檢察所の 構成과 職務에 關한 基本原則」（1946. 3. 6）；北臨人委決定第 13 号「北朝鮮司法機關의 刑事裁判에 關한 規程」（1946. 5. 11）；北臨人委決定第 26 号「北朝鮮의 檢察所 予審 及 保安機關의 刑事事件審理에 關한 法令」（1946. 6. 20）は、まとめて『司法機關의 構成과 職務에 關한 北朝鮮臨時人民委員會의 重要法令及決定

- 集』北朝鮮人民委員會司法局, 1946年8月に収録された。
- 8) 北臨人委決定第157号「刑事選舉에 관한 決定書」1947. 1. 14 (『北朝鮮法令集』北朝鮮人民委員會司法局, 1947年に収録)。
 - 9) 『朝鮮總督府及所屬官署職員錄 昭和十七年』より。海州地方法院の支庁は瑞興, 沙里院, 松禾のみであった。
 - 10) 南川人民裁判所・南川人民檢察所「地方事情」。本資料を含む黄海道各地の事情報告は、本論文の主資料の直後 SA 2005 #8-59に含まれており、資料集(国編1990)にも翻刻されている。
 - 11) ただし ID 52の事件については、被訴者4名のうち2名が公判に出頭しなかったため、2度にわたって公判が延期された。その後、2名だけで公判を開き判決を出し、さらに1名だけで公判を開き判決を出した。罰金刑の賭博罪にすぎないが、合計4回も公判期日を設定した珍しいケースである。最後の1名は逃げ切ったものと思われる。
 - 12) 崔容達・前掲『參審員에 대하여』pp.12-14。
 - 13) 『豫審事業指導書』北朝鮮檢察所豫審部, 1947, pp.17-19。
 - 14) ソン・ヨンジョ(2012)が北朝鮮の予審制度の変化について、ソ連や中国の影響なども含めて論じていて参考になるが、解放直後に保安機関が予審制度に関わっていなかったという前提で書かれている点には問題がある。
 - 15) 前掲・南川人民裁判所・南川人民檢察所「地方事情」。
 - 16) 以下の記述で引用や参照をおこなうときには、各記録の丁数を [] に入れて表記する。
 - 17) 「公民証에 관한 決定書」北臨人委決定57, 1946. 8. 9 (前掲『北朝鮮法令集』p.285)。
 - 18) 「北朝鮮의 封建遺習殘滓를 退治하는 法令」決定163号(1947. 1. 23), 前掲『北朝鮮法令集』p.269。
 - 19) 第18, 24条, 資料集 IX, pp.53-54。
 - 20) 前掲『豫審事業指導書』p.27。刑罰の加重についても7つの条件を掲げている(p.26)。

参考文献(史料を除く)

- Becker, Howard (1963) *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, Free Press (村上直之訳『完訳 アウトサイダーズ』現代人文社, 2011年)。
- 鄭炳旭(2014)「경성지방법원 검사국 기록과 '사상부'의 설치」, 『기록학연구』40。
- Durkheim, Emile (1895) *Les règles de la méthode sociologique*, F. Alcan (菊谷和宏訳『社会学的方法の規準』講談社学術文庫, 2018年)。
- 板垣竜太(2005)「植民地支配責任を定立するために」岩崎稔ほか編『継続する植民地主義: ジェンダー/民族/人種/階級』青弓社。
- (2021)『北に渡った言語学者: 金壽卿 1918-2000』人文書院。
- 金在雄(2018)『북한체제의 기원: 인민 위의 계급, 계급 위의 국가』역사비평사。
- 國史編纂委員會(国編)(1990)『北韓關係史料集IX』國史編纂委員會。

- (1995) 『北韓關係史料集 20』 國史編纂委員會。
- 小田中聰樹 (1976) 『刑事訴訟法の歴史的 분석』 日本評論社。
- 박·소영 (박소영) (2017) 「해방과 분단 직후 일상의 변동과 새로운 범죄의 발생 : 황해도·해주시 사례를 중심으로」, 『북한학연구』 13(2)。
- 澤正彦 (1982) 「趙鳳煥牧師の裁判記録」 『南北キリスト教史論』 日本基督教団出版局。
- 申東雲 (1986) 「日帝下の豫審制度에 관하여 : 그 制度的 機能을 중심으로」 『법학』 27(1)。
- Strogovich, M. S. (1946) *Уголовный процесс*, Юрид. изд-во НКЮ СССР. (쓰뜨로고빗치, 므. 쓰. 『형사소송 (3)』 사법성 법률편찬출판부, 1949)。
- ソン·ヨンジョ (손영조) (2012) 「북한 예심제도의 변화와 의미: 실행 조직과 적용 실태를 중심으로」 『현대북한연구』 15(3)。
- Weber, Max (1919) *Politik als Beruf*. (『職業としての政治』 岩波文庫, 1980 年)。
- 延定恩 (2013) 「북한의 사법·치안체제와 한국전쟁」 成均館大学校史学科博士学位論文。

(第 20 期第 6 研究会による成果)

付表 1 平山郡人民裁判所・検察所刑事訴訟記録 (1946~47年) 一覽

ID	事件標目	被審者	記録号		刑事 提起	起訴 日	1審判決		控訴	完結	NARA		
			年	刑			刑公	適用法			猶予	Box	No
1	強盜未遂	(1) 韓鳳夏, (2) 金光元, (3) 최홍연	1947	61	44	47/03/23	47/04/05	47/04/26	刑法 243, 43 条	懲役 1 年	(2)-(3) 2 年	47/04/27 #152, 836	1
2	強盜	尹基盛	1947	51	46	47/03/07	47/04/06	47/04/10	-	-	-	47/04/10 #152, 836	2
3	強盜及強盜未遂	(1) 金二才, (2) 權東萬	1947	66	57	47/04/11	47/04/24	47/05/08	(1) 個人財産保護法令 4 条; (1)-(2) 刑法 243 条	(1) 懲役 3 年; (2) 懲役 1 年	-	47/08/17 #152, 836	3
4	業務怠慢及沈黙	李根永	1946	30	13	46/06/25	46/07/02	46/07/16	刑法 25 条	懲役 6 月	2 年	46/07/16 #152, 837	1
5	職務怠慢	林長烈	1947	91	77	47/05/21	47/05/28	47/05/30	器物其他職務怠慢処罰法令 2 条	懲役 8 月	-	47/07/03 #152, 837	2
6	職務怠慢	崔元植	1947	138	136	47/10/18	47/11/18	47/11/18	器物其他職務怠慢処罰法令 3 条	懲役 2 年	-	47/11/18 #152, 837	3
7	職務怠慢	周鳳烈	1947	54	39	47/03/19	47/03/31	47/05/08	刑事裁判規定 75 条 1	無罪	-	47/05/08 #152, 837	4
8	怠業	崔珠植	1946	67	46	47/01/13	46/11/07	46/11/13	刑事裁判規定 69, 75, 80 条	無罪	-	46/11/13 #152, 837	5
9	窃盜	(1) 金大浩, (2) 李鍾福, (3) 咸相敏	1947	119	103	47/06/24	47/07/02	47/08/04	個人財産保護法令 1-2 条	懲役 10 月	-	47/08/05 #152, 838	1
10	窃盜	(1) 朱南仲, (2) 閔亨權, (3) 金漢奎	1946	76	43	46/10/01	46/10/18	46/11/13	(1)-(3) 刑法 235, 60; (1) 刑法 45 条	(1)-(3) 懲役 8 月	(2)(3) 1 年	46/11/13 #152, 838	2
11	畜牛窃盜	李基澤	1947	101	85	47/06/05	47/06/07	47/07/09	個人財産保護法令 3 条	懲役 8 月	-	47/07/10 #152, 838	3
12	畜牛窃盜	朴勝律	1947	102	86	47/06/05	47/06/06	47/07/09	個人財産保護法令 3 条	懲役 1 年	-	47/07/10 #152, 838	4
13	窃盜	禹福培	1947	105	97	47/06/08	47/07/07	47/08/04	個人財産保護法令 3 条	懲役 1 年	-	47/08/05 #152, 838	5
14	窃取	李鍾萬	1947	42	51	47/03/17	47/04/13	47/05/26	刑法 235, 25, 45 条	懲役 1 年	1 年	47/05/27 #153, 838	6
15	窃盜	朴甲男	1946	73	41	46/10/15	46/10/16	46/10/24	刑法 235 条	自由刑 1 年 3 月	-	46/10/24 #153, 838	7
16	住居侵入及窃盜	朴福萬	1947	62	42	47/03/22	47/03/29	47/06/14	刑事裁判規程 72 条	棄却	-	47/06/14 #153, 838	8
17	住居侵入及窃盜	朴福萬	1947	57	43	47/03/07	47/03/20	47/04/21	刑法 130 条, 個人財産保護 1-2 条	懲役 1 年	-	47/04/22 #153, 838	9
18	窃盜	金温全	1946	84	50	46/10/21	46/11/08	46/11/13	刑法 235, 25, 45 条	懲役 1 年	1 年	46/11/13 #153, 838	10
19	窃盜	奇貴淑	1946	49	27	46/08/16	46/08/22	46/08/28	刑法 235 条	懲役 8 月 (猶 1 年 6 月)	1 年 6 月	46/08/29 #153, 838	11
20	窃盜	李甲成	1946	50	29	46/08/16	46/08/22	46/08/29	刑法 235 条	懲役 1 年	-	46/08/29 #153, 838	12
21	窃盜	尹泰頭	1946	51	30	46/08/16	46/08/22	46/08/29	刑法 235 条	懲役 1 年	-	46/08/29 #153, 838	13
22	窃盜	朴順姬	1946	74	39	46/10/10	46/10/16	46/10/24	刑法 235 条	自由刑 8 月	-	46/10/24 #153, 838	14
23	窃盜	(1) 閔丙俊, (2) 朴龍麟, (3) 姜昌鎮	1946	86	53	46/10/28	46/11/08	46/11/27	(1)-(3) 刑法 235, 30 条, 司布告 11 号 3; (2) 司布告 11 号 35 条	懲役 1 年; (2) 罰金 3 千円, (1) (3) 罰金 2 千円	-	46/11/27 #153, 838	15
24	窃盜	金泰彬	1946	48	28	46/08/10	46/08/22	46/08/29	刑法 235 条	懲役 1 年	-	47/01/07 #153, 838	16
25	窃盜	姜仁君	1946	65	36	46/09/29	46/10/04	46/10/24	刑法 235 条	自由刑 1 年	2 年	46/10/24 #153, 838	17
26	窃盜	俞魯玄	1946	66	37	46/10/01	46/10/04	46/10/24	刑法 235 条	体刑 6 月	-	46/10/24 #153, 838	18
27	窃盜	朴滄源	1946	90	57	46/10/22	46/11/10	46/11/27	刑法 235 条 + 畜牛窃盜犯	懲役 3 年	-	47/01/29 #153, 838	19
28	個人財産窃盜	李石山	1947	51	144	47/11/16	47/11/30	47/12/10	個人財産保護法令 151 条	懲役 1 年	-	47/12/10 #153, 838	20
29	詐欺窃盜及逃走	(1) 吳石珠, (2) 金應福	1946	46	25	46/07/26	46/08/12	46/08/28	刑法 235, 247, 54-1 条	懲役 2 年	-	46/08/29 #153, 838	21
30	横領及背任	文道淳	1946	47	26	46/07/29	46/08/22	46/08/29	刑法 233, 247, 54-1 条	懲役 1 年	-	46/12/19 #153, 838	22
31	窃盜	朴根水	1947	106	88	47/05/23	47/05/29	47/07/09	個人財産保護法令 1 条	懲役 6 月	-	47/07/10 #153, 838	23

ID	事件題目	被審者	記錄號		刑事 提起	起訴 日	1審判決		控訴	NARA				
			年	刑 刑公			適用法	刑		猶予	完結 Box No	Pt		
32	決定違反	崔炳夏	1947	108	89	47/06/03	47/06/06	47/07/09	殺物自由売買決定 4, 6 条	懲役 6 月, 罰金 2 万円	-	47/07/09	#155 839	1
33	決定違反	李成植	1947	109	90	47/06/03	47/06/18	47/07/09	決定 93 条 4, 16 条	罰金 1 万円	-	47/07/09	#155 839	2
34	反動罪	金四鉉	1946	82	52	46/10/30	46/11/07	46/11/13	北布告 9 条 2, 北司布告 10 条, 刑法 25 条	罰金 5 百円	-	46/11/13	#155 839	3
35	公金贖領及反動	崔景載	1946	71	17	46/10/18	46/11/06	46/11/13	刑法 253 条	自由刑 1 年	-	46/11/13	#155 839	4
36	反動	趙鳳煥	1947	64	56	47/03/31	47/04/22	47/05/26	裁判所等職務基本原則 20 条	懲役 4 年	-	47/07/04	#155 839	5
37	反動及逃走	安平根	1947	71	59	47/03/28	47/05/01	47/06/09	刑法 95 条	懲役 10 月	-	47/06/10	#155 839	6
38	指令違反及背任	(1) 김성환, (2) 정세용	1947	41	66	47/03/15	47/05/11	47/06/14	(2) 北司布告 10 号, 8 号	(2) 懲役 6 月, 罰金 5 千円	(2) 1 年	47/06/16	#155 839	7
39	職務怠慢及反動	(1) 趙亨雲, (2) 許景茂, (3) 趙龍雲, (4) 趙泰鎮	1947	25	21	47/01/31	47/03/03	47/03/19	賂物其他職務怠慢処罰法令 2, 4 条	懲役 1 年	-	47/03/19	#155 839	8
40	反動	閔丙衍	1946	55	313	46/09/06	46/09/06	46/09/16	民主主義原則	懲役 6 月	猶予	46/09/16	#155 839	9
41	反動 及 橫領	引岩社	1947	122	104	47/06/18	47/07/15	47/08/14	賂物其他職務怠慢処罰法令 7 条	懲役 5 年	-	47/09/22	#155 839	10
42	反動	金柱鏞	1946	88	57	46/11/10	46/11/10	46/11/27	民主主義原則	罰金 1000 円	-	46/11/27	#155 839	11
43	反動	李成鏞	1946	35	18	46/07/02	46/07/25	46/08/03	民主主義原則	懲役 6 月	-	46/08/04	#155 839	12
44	掠取	(1) 玄大福, (2) 金仁祚	1947	44	52	47/03/17	47/04/13	47/05/26	國家社会団体消費組合財産保護 2 条	(1) 懲役 1 年, (2) 8 月	-	47/05/27	#155 840	1
45	掠取	全致淳	1947	63	48	47/03/27	47/04/05	47/05/26	國家社会団体消費組合財産保護 2 条	懲役 1 年 6 月	-	47/05/27	#155 840	2
46	國家財産掠取	(1) 金永昌, (2) 金元均, (3) 朱善良	1947	32	134	47/09/26	47/10/16	47/10/17	(1)-(3) 北司布告 11 条 3, 社会団体等財産保護 1 条	懲役 3 年	-	47/10/17	#155 840	3
47	掠取	裴淵明	1947	60	40	47/03/28	47/04/04	47/04/21	國家社会団体消費組合財産保護 2 条, 刑法 66, 68 条	懲役 6 年	-	47/04/22	#155 840	4
48	掠取	朴尚用	1947	43	50	47/03/17	47/04/14	47/05/26	國家社会団体消費組合財産保護 2 条, 懲役 1 年	-	-	47/05/27	#155 840	5
49	恐喝	(1) 柳錫君, (2) 簡淳五	1946	75	42	46/10/09	46/10/16	46/10/24	(1) 刑法 246, 155-3, 158 条, (2) 刑法 246, 62, 25, 63 条	(1) 自由刑 3 年, (2) 自由刑 1 年	(2) 2 年	47/01/16	#155 840	6
50	反動及強盜未遂	羅燦化	1946	43	23	46/07/26	46/08/13	-	資料がほぼ下落	-	-	-	#155 841	1
51	強盜	李鳳雲	1947	47	45	47/03/14	47/04/07	47/04/21	刑法 177, 98 条	懲役 3 年	-	47/04/22	#155 841	2
52	賭博	(1) 李道光, (2) 柳永安, (3) 閔仁基, (4) 孫傳淵	1947	70	53	47/03/13	47/04/06	47/09/15	裁判所等職務基本原則 20 条	(1) (2) 罰金 3 千円; (3) 罰金 2 千円	-	47/09/15	#155 842	1
53	賭博及妨害	(1) 尹起蓮, (2) 宋成魯, (3) 姜容斗	1947	65	44	47/03/28	47/04/05	47/05/08	(1) (2) 刑法 186 条	懲役 1 年	-	47/05/09	#155 842	2
54	賭博, 賭博開場	(1) 金寶淵, (2) 李名先, (3) 李景植, (4) 李炳容, (5) 李相建	1947	52	36	47/03/03	47/03/06	47/04/21	(2) (3) (4) 刑法 185 条; (5) 刑法 186 条 2	(2) (3) (4) 罰金 1500 円; (5) 懲役 6 月	-	47/04/21	#155 842	3
55	公務執行妨害及妨害	(1) 鄭愛淳, (2) 金成萬, (3) 崔承鉉, (4) 金基雲, (5) 金東基	1946	63	44	46/09/28	46/10/25	46/11/13	刑法 95, 208, 54 条	(1) 自由刑 8 月, (2) 罰金 1 千円	-	46/11/13	#155 843	1
56	公務執行妨害	張錫俊	1947	12	96	47/06/20	47/07/04	47/07/14	賂物其他職務怠慢処罰法令 1 条	懲役 1 年	-	47/07/16	#155 843	2

ID	事件題目	被審者	記録号		刑事 提起	起訴 日	1審判決		控訴	NARA					
			年	刑			刑公	Box		No	完結				
57	傷害	(1) 申洛熙, (2) 申檢熙, (3) 申壽熙, (4) 申樺	1947	80	55	46/11/05	46/11/10	46/12/03	刑法 204, 207, 60 条	罰金 1 千円	-	46/12/03	#155 843	3	
58	阿片取締令違反	張禹成	1946	79	46	46/11/04	46/11/05	47/01/11	無罪	-	-	47/01/11	#156 844	1	
59	阿片取締令違反	(1) 李載奉, (2) 李東植	1946	40	17	-	46/07/11	-	-	-	-	-	#156 844	2	
60	麻薬取締令違反及阿片運に関する罪	(1) 金水燦, (2) 李金子, (3) 韓成善	1946	37	15	46/07/11	46/07/19	46/08/03	従前朝鮮麻薬取締令 12 条 1	(1) (2) 罰金 5 千円, (3) 3 千円	-	46/08/04	#156 844	3	
61	麻薬取締令違反	(1) 羅基六, (2) 金炳洛	1946	39	20	46/07/19	46/07/25	46/08/03	(判決取り消し)	-	-	46/08/03	#156		
62	横領及阿片取締令違反	(1) 趙鳳鎰, (2) 張允錫	1946	29	14	46/06/25	46/07/04	46/07/16	判決 139, 253 条, 朝鮮阿片取締令 18 条 2, 5 条 2	懲役 6 月	-	46/07/16	#156 844	4	
63	税金滞納	장태일	1947	118	102	47/07/01	47/07/08	47/07/14	税金制度改革決定 3 条, 北司布告 11 条	罰金 4 千円	-	47/07/16	#156 844	5	
64	税金滞納	朴俊龍	1947	117	101	47/07/01	47/07/08	47/07/14	税金制度改革決定 4 条, 北司布告 11 条	懲役 8 月	-	47/07/16	#156 845	1	
65	現物税決定違反	李興相	1947	42	135	47/10/27	47/11/05	47/11/18	農業現物税改正 6 条	懲役 1 年	-	47/11/18	#156 845	2	
66	滞納	장태산	1947	93	78	47/05/26	47/05/27	47/05/30	北司布告 11 条	罰金 5 千円	-	47/05/30	#156 845	3	
67	滞納	한봉은	1947	94	79	47/05/26	47/05/27	47/05/30	北司布告 11 条	罰金 3 千円	-	47/05/30	#156 845	4	
68	滞納	閔洪澤	1947	110	91	47/06/13	47/06/14	47/07/09	北司布告 11 条	罰金 2 千円	-	47/07/09	#156 845	5	
69	現物税滞納	趙鳳鏞	1947	115	100	47/06/30	47/07/04	47/07/14	農業現物税違反処罰 1 条	懲役 1 年	-	47/07/16	#156 845	6	
70	贓物授受及運搬	金振聲	1946	57	38	46/10/05	46/10/11	46/10/24	刑法 256 条 1, 2	自由刑 2 年	-	47/03/07	#156 846	1	
71	税金横領	黃長淵	1946	77	45	46/10/19	46/11/01	46/11/13	刑法 252, 25 条	自由刑 8 月	-	46/11/13	#156 846	2	
72	詐欺 (掠取)	閔宏植	1947	96	82	47/05/28	47/06/07	47/07/14	国家社会団体等財産保護法令 1 月 1	懲役 8 月	-	47/07/17	#156 846	3	
73	税金横領及意業公文書偽造	(1) 朴基善, (2) 金載雄	1946	52	31	46/07/02	46/09/04	46/10/08	(1) 刑法 156, 253, 45 ; (2) 刑法 156, 155, 65	(1) 自由刑 1 年 3 月, (2) 自由刑 9 月	-	47/01/27	#157 846	4	
74	拾得横領及公文書毀棄	徐益福	1946	69	44	46/10/18	46/11/07	46/11/13	刑法 245, 25 条	自由刑 1 年	-	46/11/13	#157 846	5	
75	国家財産掠取, 反動, 横領	(1) 金福星, (2) 咸允直, (3) 이승재	1947	112	99	47/06/11	47/07/08	47/08/04	(1) (2) (3) 国家社会団体等財産保護法令 1 条 1, (1) 懲物職務懲令 7 条, (2) 裁判所檢察所職務原則 20 条	(1) 懲役 2 年, (2) 4 年, (3) 8 月	-	(1) 控	47/08/27	#157 846	6
76	横領	朱鳳鎮	1947	90	92	47/05/21	47/06/28	47/07/15	賄物其他職務懲令 7 条	懲役 1 年 6 月	-	控	47/09/01	#157 846	7
77	業務横領	李聖根	1946	54	32	46/08/24	46/09/05	46/09/28	(欠落)	罰金 4 万円, 懲役 1 年	2 年	-	46/09/28	#157 846	8
78	泥職及住居侵入	(1) 金相來, (2) 安泰善	1946	44	24	46/07/26	46/08/13	46/08/29	(1) 刑法 130, 193, 54.1 条, (2) 刑法 193, 195, 194, 60 条	(1) 懲役 3 年, (2) 懲役 2 年	-	控	47/01/17	#157 847	1
79	脅迫及住居侵入	鄭大義	1946	21	8	46/05/17	46/05/31	46/06/08	刑法 130, 223 月	懲役 1 年 6 月	-	控	46/09/21	#157 847	2
80	武器隠匿	(1) 李錫龍, (2) 金基龍	1947	42	19	46/08/13	46/08/13	46/08/28	刑法 66, 18 条	罰金 1,500 円	-	-	46/08/29	#158 848	1
81	武器隠匿	서유근	1947	75	64	47/04/12	47/05/11	47/06/14	黃海道入委・ソ連軍司布告 3 号, 北司布告 10 号	罰金 2 千円	-	-	47/06/14	#158 848	2
82	殺物の自由売買に關する決定違反	金英同	1947	37	47	47/03/12	47/04/11	47/04/21	棄却	-	-	-	47/04/21	#158 849	

ID	事件題目	被審者	記録号		刑事 提起	起訴 日	1 審判決		控訴 猶予	完結	NARA	
			年	刑公			適用法	刑			Box	No
83	按察・余衛・鹹衛 取締規則違反及過 失致死	全守榮	1946	41 32	46/07/07	46/08/03	刑法 250 条、 銃衛取締規則 14 条	罰金 2 千円	-	-	46/08/03	#158 850
84	密酒	金鉉一	1947	31 133	47/09/22	47/10/08	人委法令 5 号 89 条	懲役 8 月	-	-	47/10/15	#158 851
85	林野管理令違反	李貴容	1947	79 62	47/02/03	47/05/08	林野管理令違反者処罰規則 3 条	懲役 10 月	-	-	47/06/04	#158 852 1
86	林野管理令違反	襄泰成	1947	80 63	47/05/03	47/05/08	林野管理令違反者処罰規則 3 条	懲役 10 月	-	-	47/06/04	#158 852 2
87	背任及肥料取締法 違反	(1) 閔成基 (2) 閔成基	1947	33 21	46/07/15	46/07/26	刑法 247 条	懲役 10 月	2 年	-	46/08/29	#158 853
88	越境補助	(1) 宋成心、 (2) 吳錫煥、 (3) 洪宗和	1947	46 141	47/10/17	47/11/14	裁判所檢察所構成職務原則 20 条	懲役 1 年	-	-	47/11/26	#158 854
89	土地改革法令違反	尹熙七	1947	88 74	47/05/15	47/05/17	土地改革法令 10 号	懲役 6 月	-	-	47/06/14	#158 855
90	決定指令等違反	(1) 李萬植、 (2) 李根萬	1946	89 54	46/11/05	46/11/10	(1) 北司布告 9 号、10 号、 (2) 罰金 千円 民主主義原則	(1) 懲役 6 月、 (2) 罰金 千円	-	-	46/11/27	#158 856 1
91	山禁令違反	김광익	1947	69 58	47/03/25	47/04/23	山禁令 18 条 5	懲役 1 年	-	-	47/05/09	#158 856 2
92	封建遺習退治に 関する決定違反	(1) 片仁守、 (2) 朴雲英、 (3) 金津	1947	92 79	47/05/17	47/05/22	(1) (2) 封建遺習退治に 関する決定違反 罰金 1 万円、 (2) 強 (3) 裁判所後 察所基本原則 75 条	(1) 罰金 1 万円、 (2) 強 (3) 無罪	(2) 1 年	-	47/06/09	#158 857
93	北委第三〇号法令 違反	(1) 林益根、 (2) 申鉉松	1947	18 158	47/12/12	47/12/26	北委法令 30 号 4、16 条、 北司布 10 号	懲役 8 月	-	-	47/12/30	#158 858
94	窃盜	(1) 朴光鎭、 (2) 李鍾律	1947	55 33	47/03/09	47/03/15	(1) 國家社會團體等財産保護法 令 1 条 1、(2) 刑法 256 条	(1) 懲役 3 年、 (2) 1 年	-	-	47/04/09	4

(備考) 起訴日には意見書等によって裁判所に事件を送った場合を含む。複数名が関与した事件で判決が異なる場合は (1)、(2) などの番号で示した。「猶予」は執行猶予がついた場合を示す。「控訴」には控訴した場合に「控」の字を入れた。完結は上訴権を放棄したりなどにより事件が完結した日を示す。NARA 欄についての詳細は本文の 1 の説明を参照。No は 94 (SA 2010) を除き SA 2005 である。Pr はその被審者。